

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年1月8日

横浜市契約事務受任者  
下水道河川局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

神奈川水再生センター調整汚泥タンク越流水槽等緊急応急措置工事

2 履行（納品）場所

神奈川区千若町1丁目1番地

3 契約日

令和7年12月10日

4 履行日又は履行期間

令和7年12月10日から令和8年3月31日まで

5 契約金額

¥28,600,000.-（うち消費税及び地方消費税額¥2,600,000.-）

6 契約の相手方（名称及び所在）

新明和アクアテクサービス株式会社 関東センター

所長 増野 信治

横浜市鶴見区尻手3丁目2番43号

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

寺尾・子安幹線（φ5,000mm）の一部に二次覆工コンクリートの劣化によりスチールセグメントが露出している部分が確認され、幹線崩落の危険性があることがわかりました。

当該箇所には神奈川水再生センター内の場内排水管から汚泥調整タンクの越流水等が流入しており、それらが幹線劣化の進行の原因となっているほか、補修作業の妨げにもなっています。

神奈川水再生センター調整汚泥タンク越流水槽等緊急応急措置工事にて、越流水等を別系統まで迂回送水する設備の設置をしましたが、既設越流水槽では越流水の水質に耐えられず、長期間運用を継続するには既設越流水槽を緊急に修繕する必要があるため、本工事にて水槽等を設置する修繕工事を実施します。

## 8 契約の相手方の選定理由

本工事は、神奈川水再生センター調整汚泥タンク越流水管等緊急応急措置工事にて敷設した配管やポンプの運転制御管理、運用状況等を調整しながら、短期間で水槽の製作設置が必要な工事です。前工事を契約しており、越流水槽の流入量等一連のポンプ運転制御管理を熟知している新明和アクアテクサービス株式会社関東センターであれば、現場の状況を調整しながら本工事を当センターの希望工期内で実施できるため、随意契約いたしました。

## 9 所管課

下水道河川局神奈川水再生センター